
2-3 「広告物照明の扱い」

2-3-1 必要性

屋外において人工光を発するランプは、一般に照明と呼ばれるものだけでなく、屋外広告物等にも付帯設置される。これらの人工光についても大気生活環境保全上の課題として適切な光害に対する配慮、対策が行われる必要がある。

2-3-2 本章で配慮を行う範囲

人工光を利用する、

屋外広告物全般

屋外広告行為（移動式看板、自動販売機、サーチライト等）

2-3-3 主な配慮事項

(1) 「漏れ光」に対する配慮（「障害となる光」は未然に防ぐものとする）

照度、輝度を与える範囲の適正な設定を行う。

- ・特に、サーチライト、レーザー等広範囲に光が漏れ、影響が大きいものは許容しない。発光方式の適切な選択を行う。
 - ・適切な発光、投光によるものを推奨する。
 - ・内照式看板や蛍光部分の露出によるものは、その設置について十分な配慮がなされなければならない。
- 人工光使用総量の削減のための細かい工夫に努める。
- ・コントラストの設計を工夫して、人工光使用総量の削減を行うなど。

(2) 光の性質に関する配慮

点滅をさせないこと（発光部分、照射範囲）

動かさないこと（発光部分、照射範囲）

投光照明を着色しないこと（環境配慮としてフィルターをかけることは除く）

(3) 省エネルギーに関する配慮

効率の良い光源の使用を推奨する。

点灯時間を適切に管理する。

(4) 他ガイド等との整合を考慮

照明環境類型との整合を図る。

チェックリスト作成を通じて行う各種配慮との整合を図る。

[解説]

2-3-a 概要

(1) 背景・概要

屋外に設置される照明機器は、道路灯などの公共照明機器だけでなく、広告物に付帯した照明機器が多数用いられている。特に都市部においては、公共照明より遙かに多い発光式・照射式の広告物が用いられ、それらからの漏れ光、反射光が、都市部における夜空の明るさなどの光害を引き起こす主な原因の一つになっていると考えられる。

これら広告物については、地方自治体による広告物条例などで、一部規制が行われているが、光害という観点からの規則の設定は行われていない。光害防止のためには、屋外における公共照明のみならず、発光を伴う広告物に関するガイドの作成が不可欠である。

また、広告物とは称されないものにも、同様の目的で光を発するもの（自動販売機、移動式看板）があり、さらにサーチライト、レーザー等人工光そのものが広告行為に供されることもあることから、本章においては、それらも合わせてまとめたものである。

(2) 本章の適用範囲

(a) 対象とする広告物照明等

本章においては、以下に示す照明、発光物を対象とする。

1) 屋外広告物

人工光源（ランプ）を付帯又は内蔵する屋外広告物
（公共の目的により設置されるものを除く）

人工光源又は広告物の例

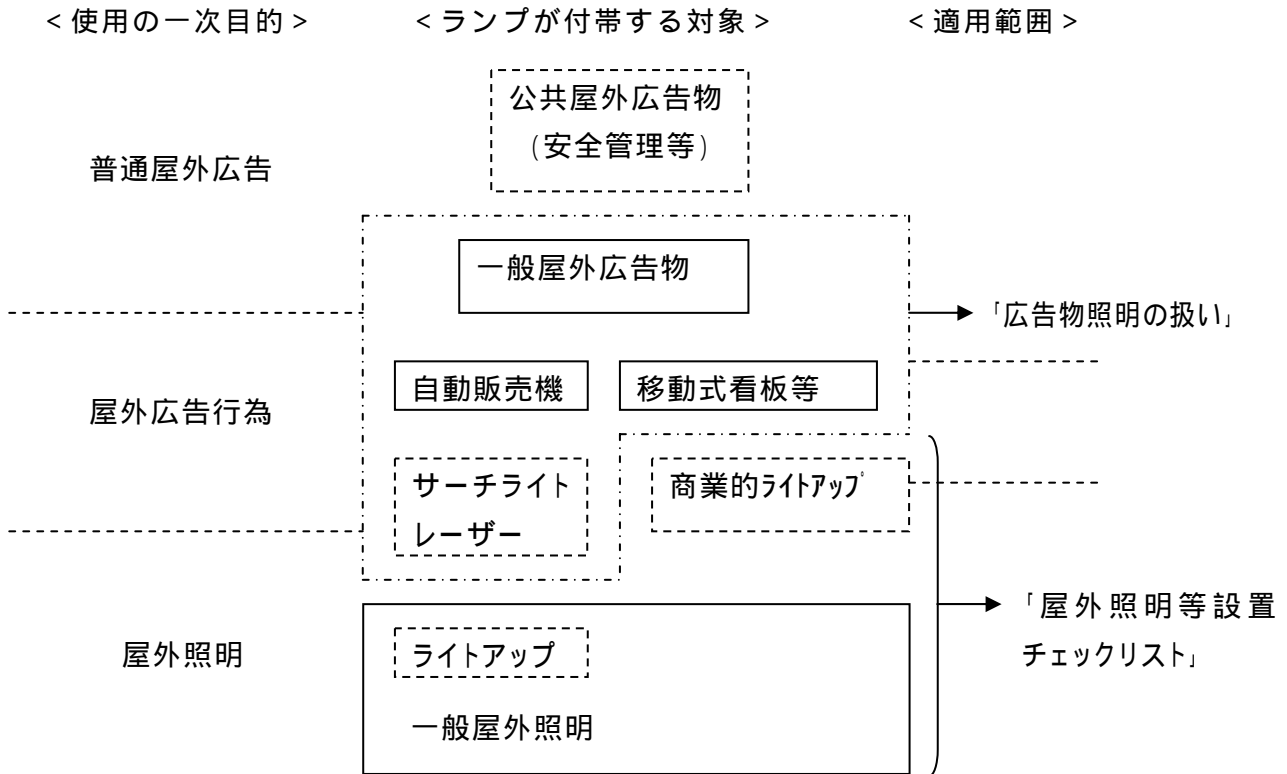
- ・内照式看板
- ・広告面を照らす投光器（電球、HIDランプ）
- ・ネオン等
- ・その他広告物と密接不可分な光源

2) 屋外広告行為

一般に屋外広告物とは称されないが、屋外における広告を目的として、使用される人工光源を付帯若しくは内蔵するもの又はその光源そのもの。

人工光源又は広告行為等の例

- ・移動式（の内照式）看板（店先に設置するもの等）
- ・自動販売機に設置される蛍光ランプ
- ・サーチライト、レーザー等人工光そのものを広く示す行為



図E 「広告物照明の扱い」の適用範囲

(b) 本章の利用者

- 1)施設管理者
- 2)施設整備者（建物との一体設計等における判断基準として）
- 3)広告物製造メーカー（より光害の少ない広告物の開発への動機付けとして）
- 4)広告物設置事業者
- 5)自動販売機メーカー
- 6)自動販売機設置事業者

(c) 利用における前提

- 1)各自治体における景観条例、広告物条例において、照明に関する規定がある場合は、その規定を順守することを前提とする。
- 2)広告物条例における適用除外のうち、「自家広告」についても、本章の規定対象に含める。

(3) 照明環境類型との関係

それぞれの照明環境類型（「2-1-2 照明環境の類型」参照）において、本章が定める配慮事項に対する考え方を表Dに示す。照明環境類型を設定する自治体は、この表を目安に対策を普及させることが望まれる。

表D 各照明環境類型における配慮事項

照明環境 主な配慮事項	照明環境	照明環境	照明環境	照明環境
「漏れ光」に対する配慮	厳格に対処 生物影響に配慮	厳格に対処 システム見直し 内照式看板設置の是非	積極的設備見直し 照射方向	新設時に十分配慮
光の性質に関する配慮	全ての事項を満たす	全ての事項を満たす	地域照明環境に応じた配慮	点灯時間の再検討 積極的な器具更新
省エネルギーに関する配慮	あらゆる努力 (付設の再検討)	あらゆる努力 (システム見直し)	積極的設備見直し 安定器他	点灯時間の再検討 積極的な器具更新
その他 サーチライト等の設置 (広範な影響が想定される) 移動式看板、自動販売機等 (比較的簡易に設置される)	許容しない 出来る限り光源設置を縮小	許容しない システム見直し 内照式看板設置の是非	許容しない 掲出位置に十分配慮 点灯時間の再検討	一時的なものにつき十分配慮 照明環境に配慮

(備考)

・システム見直し

内照式、投光器具の使用等の照度、輝度を与える選択について、環境影響を小さくするための見直しを行う。

・設備見直し

安定器、タイマーその他の関連設備にまでさかのぼり、ランプ類を含めた発光のための設備全体を見直す。

・器具見直し

ランプの交換(効率の良い物へ)

2-3-b 配慮事項の解説

(1) 「漏れ光」に対する配慮

広告物及び広告物については、「障害となる光」も含めて、「漏れ光」に対する以下に示す配慮を行う。

(a) 照度、輝度を与える範囲の適正な設定を行う

一般屋外広告物

1) 屋外広告物の種類（設置場所による分類）

- ・ 建築物壁面等に設置されているもの
- ・ 路上、建物入口等に設置されているもの
- ・ 建築物屋上に設置されているもの

2) 広告物に付帯する照明機器の照度、輝度を与える範囲

- ・ 照明器具を用いた広告物について、上方に光が漏洩しない。
- ・ ネオン管を用いた広告物について、上方に光が漏洩しない。
- ・ 投光器を用いたものについては、基本的に、投光器の光軸が水平より下方を向いて設置することを推奨する。光軸が水平より上方を向いて設置する場合は、ルーバやフードなどを用いて漏れ光を低減するか、上方への漏れ光を規制したタイプの投光器を用いる。
- ・ 広告に必要な範囲外を照射しない。

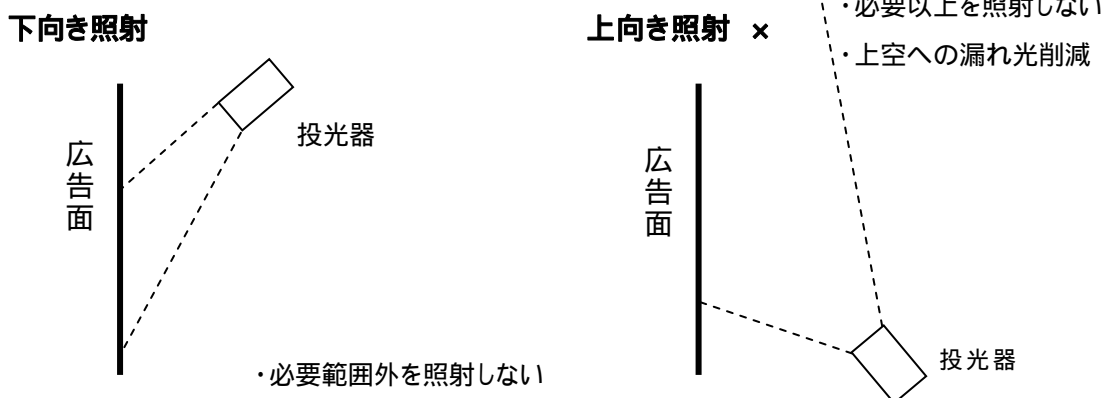


図 F 広告物の光の照射例

広告行為（移動式看板、自動販売機、サーチライト等）

人工光による大規模な広告行為については、その前提として、「屋外照明等設置チェックリスト」によるチェックを実施する。

また、広告行為、演出等のために用いられる照明、発光機器について以下の配慮事項に従うとする。

1) 自動販売機、移動式看板

屋外に設置される又は屋外に光が漏れる自動販売機、移動式看板においては、

- ・ 商品見本等のみに光が照射されるようにし、「漏れ光」の低減に努める。
- ・ 必要以上の光量を発生しないものとする。

照明環境 及び においては、人工光の使用そのものについて、その必要性

を十分に検討する。

2)サーチライト

広告行為等に供され、上空に照射される常設のサーチライト、レーザー光線等の影響が広範囲に渡るものの（ただし試験、研究用に供されるものを除く）使用は許容されない。

ただし、照明環境において、一時的イベントに供される場合には、地域における照明環境に対する十分な配慮がなされることを条件として利用され得る。

(b) 発光方式の適切な選択を行う

屋外広告物等の種類（発光、照射方式による分類）

- ・内照式のもの
- ・投光器により照射しているもの
- ・ネオン管によるもの
- ・その他（プラズマディスプレイ、液晶ディスプレイ等）

配慮事項（一般屋外広告物、広告行為共通）

- ・適切な発光方式によるものを推奨する。
- ・不必要に発光部が露出しているものは望ましくない。
- ・内照式看板や蛍光部分の露出によるものは、その設置について十分な配慮を行う。

(c) 人工光使用総量の削減のための細かい工夫に努める。

一般屋外広告物

一般広告物においては、コントラストや陰影の設計を工夫して、全体的人工光使用量の削減を行うことが望まれる。

特に広告物製造事業者に対しては、光害に対する理解と、光害の低減に資する広告物の設計、製造が望まれる。

- ・漏れ光を抑制した設計、デザイン
- ・必要以上の光度、輝度を持たない設計、デザイン
- ・減灯、消灯を行うことができる設計

広告行為（自動販売機）

自動販売機製造事業者においては、以下のような工夫が行われることが望まれる。

- ・自動販売機に付帯する広告、商品展示用に用いられる照明機器において
- ・消灯、減灯が可能な機器の普及
- ・より効率の高い照明機器の利用、照明用電力の削減
- ・上方、周囲へ不必要な光の漏洩を防止するためのデザインの工夫（ルーバーの設置など）

(2) 光の性質に関する配慮（一般広告物、広告行為共通事項）

(a) 点滅をさせないこと

- ・発光部分を点滅させない。
- ・特に短い周期で点滅するものを禁止する。

(b) 動かさないこと

- ・発光部分を動かさない。
- ・照射範囲を動かさない。

(c) 着色しないこと

- ・投光器において、フィルターを通した着色などを行わない（環境配慮としてフィルターをかけることは除く）。

(3) 省エネルギーに関する配慮（一般広告物、広告行為共通事項）

効率の良い光源の利用、点灯時間の管理を徹底することにより、不要な電力の削減が可能となり、結果としてCO₂の排出削減にも貢献することができる。

(a) 効率の良い光源の使用を推奨する。

- ・効率の高い光源を使用し、省電力に努める。
（効率の良いランプへの交換）
（インバータの利用）

(b) 点灯時間に関する配慮（管理・運用上の配慮）を行う。

- ・深夜等の消灯の実施
- ・減灯、消灯の機能の付いた機器の使用
- ・環境に配慮した運用管理体制の確立
- ・点灯時間の管理の徹底

(4) 他ガイドとの整合を考慮（一般広告物、広告行為共通事項）

各自治体において定める「広告物条例」、「景観条例」等の順守を図るとともに、各ガイドラインとの整合を図るものとする。

(a) 照明環境類型との整合を図る。

「2-1-2 照明環境の類型」を参照し、各目標の類型で望まれる照明環境の実現に努める。

(b) チェックリスト作成を通じて行う各種配慮との整合を図る。

人工光による大規模な広告行為を行う場合は、「2-2 屋外照明等設置チェックリスト」を参照し、そのチェック事項に適合するように努める。